

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月16日

香川県公安委員会委員長 横井久子

## 香川県公安委員会規則第1号

### 道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(限定解除審査の申請の手続)</p> <p>第46条 施行規則第18条の5の規定による限定解除審査申請書の提出は、運転免許センターに行わなければならない。<u>ただし、前条の規定により技能審査合格証明書を添付する限定解除審査申請書の提出は、警察本部交通部運転免許課運転免許東讃センター（以下「運転免許東讃センター」という。）又は警察本部交通部運転免許課運転免許小豆事務所（以下「運転免許小豆事務所」という。）</u>に行うことができる。</p>	<p>(限定解除審査の申請の手続)</p> <p>第46条 施行規則第18条の5の規定による限定解除審査申請書の提出は、運転免許センターに行わなければならない。</p>												
<p>(限定解除審査)</p> <p>第47条 略</p>	<p>(限定解除審査)</p> <p>第47条 施行規則第18条の5に規定する限定解除をするための技能の審査（以下「技能審査」という。）は、次の表の左欄に掲げる免許の種類及び同表の中欄に掲げる自動車等の種類の限定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる課題について行うものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>免許の種類</th><th>自動車等の種類の限定</th><th>課題</th></tr></thead><tbody><tr><td>大型自動車 第二種免許 (以下「大型第二種免許」という。)</td><td>マイクロバスに限定されたもの</td><td>幹線コース及び周回コースの走行（発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下同じ。）、交差点の通行（右折及び左折を含む。以下同じ。）、曲線コース、<u>屈折コース及び銳角コースの通過、方向変換、路端における停車及び発進、隘路への進入並びに後方間隔</u></td></tr><tr><td>免許の種類</td><td>自動車等の種類の限定</td><td>課題</td></tr><tr><td>大型自動車 第二種免許 (以下「大型第二種免許」という。)</td><td>マイクロバスに限定されたもの</td><td>幹線コース及び周回コースの走行（発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下同じ。）、交差点の通行（右折及び左折を含む。以下同じ。）、曲線コース及び屈折コースの走行、方向変換並びに銳角コースの走行 路端における停車及び発進、<u>隘路への進入並びに</u></td></tr></tbody></table>	免許の種類	自動車等の種類の限定	課題	大型自動車 第二種免許 (以下「大型第二種免許」という。)	マイクロバスに限定されたもの	幹線コース及び周回コースの走行（発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下同じ。）、交差点の通行（右折及び左折を含む。以下同じ。）、曲線コース、 <u>屈折コース及び銳角コースの通過、方向変換、路端における停車及び発進、隘路への進入並びに後方間隔</u>	免許の種類	自動車等の種類の限定	課題	大型自動車 第二種免許 (以下「大型第二種免許」という。)	マイクロバスに限定されたもの	幹線コース及び周回コースの走行（発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下同じ。）、交差点の通行（右折及び左折を含む。以下同じ。）、曲線コース及び屈折コースの走行、方向変換並びに銳角コースの走行 路端における停車及び発進、 <u>隘路への進入並びに</u>
免許の種類	自動車等の種類の限定	課題											
大型自動車 第二種免許 (以下「大型第二種免許」という。)	マイクロバスに限定されたもの	幹線コース及び周回コースの走行（発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下同じ。）、交差点の通行（右折及び左折を含む。以下同じ。）、曲線コース、 <u>屈折コース及び銳角コースの通過、方向変換、路端における停車及び発進、隘路への進入並びに後方間隔</u>											
免許の種類	自動車等の種類の限定	課題											
大型自動車 第二種免許 (以下「大型第二種免許」という。)	マイクロバスに限定されたもの	幹線コース及び周回コースの走行（発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下同じ。）、交差点の通行（右折及び左折を含む。以下同じ。）、曲線コース及び屈折コースの走行、方向変換並びに銳角コースの走行 路端における停車及び発進、 <u>隘路への進入並びに</u>											

大型自動車免許（以下「大型免許」という。） 略	マイクロバス又は自衛隊用自動車に限定されたものの	大型第二種免許の項に掲げる課題（锐角コースの通過を除く。）		後方間隔不良
中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。） 略	中型自動車は、8トン未満に限定されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、曲線コース、 <u>屈折コース及び锐角コースの通過、方向変換、路端における停車及び発進、隘路への進入並びに後方間隔（オートマチック車に限定された条件が付されている場合にあっては、坂道コースの通過（坂道における一時停止及び発進を含む。以下同じ。）を含む。）</u>	中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。） 略	大型第二種免許の項に掲げる課題（锐角コースの走行を除く。）
中型自動車免許（以下「中型免許」という。） 略	中型自動車は、8トン未満に限定されたもの	中型第二種免許の項に掲げる課題（锐角コースの通過を除く。）	中型自動車免許（以下「中型免許」という。） 略	中型第二種免許の項に掲げる課題（锐角コースの走行を除く。）
普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。） 略	旅客車が自動三輪車又は軽自動車に限定されたもの オートマチック車に限定されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並びに <u>曲線コース、屈折コース及び锐角コースの通過</u> 幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道、 <u>踏切</u> 、曲線コース、屈折コース、 <u>坂道コース、锐角コース及び</u>	普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。） 略	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、 <u>曲線コース及び屈折コースの走行並びに锐角コースの走行</u> 幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び <u>踏切の通過</u> 、曲線コース、屈折コース及び <u>坂道コースの走行（</u>

		<u>障害物設置場所の通過並びに方向変換</u>			<u>坂道における一時停止及び発進を含む。以下同じ。方向変換、銳角コースの走行並びに障害物設置場所の通過</u>
普通自動車免許（以下「普通免許」という。）	自動三輪車若しくは軽自動車に限定され、又は総重量若しくは長さ若しくは幅を一定の重量若しくは大きさ以下に限定されたもの	普通第二種免許の項に掲げる旅客車が自動三輪車又は軽自動車に限定されたものに係る課題（銳角コースの <u>通過</u> を除く。）	普通自動車免許（以下「普通免許」という。）	自動三輪車若しくは軽自動車に限定され、又は総重量若しくは長さ若しくは幅を一定の重量若しくは大きさ以下に限定されたもの	普通第二種免許の項に掲げる旅客車が自動三輪車又は軽自動車に限定されたものに係る課題（銳角コースの <u>走行</u> を除く。）
	オートマチック車に限定されたもの	普通第二種免許の項に掲げるオートマチック車に限定されたものに係る課題（銳角コースの <u>通過</u> を除く。）		オートマチック車に限定されたもの	普通第二種免許の項に掲げるオートマチック車に限定されたものに係る課題（銳角コースの <u>走行</u> を除く。）
	略			略	
普通自動車仮運転免許（以下「普通仮免許」という。）	略		普通自動車仮運転免許（以下「普通仮免許」という。）	略	
大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）	<u>カタピラを有する自動車に限定されたもの</u>	<u>幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過並びに方向変換</u>	大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）	カタピラを有する自動車又は農耕作業用自動車に限定されたもの	<u>幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過並びに方向変換</u>
大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）	カタピラを有する自動車又は農耕作業用自動車に限定されたもの	<u>大型特殊第二種免許の項に掲げる課題</u>		カタピラを有する自動車又は農耕作業用自動車に限定されたもの	<u>幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過並びに方向変換</u>
牽引第二種	カタピラを有する大型特	大型特殊第二種免許の項			

<u>免許</u>	<u>特殊自動車による牽引に限定されたもの又はセミトレーラー以外の総重量2トン未満の被牽引車に限定されたもの</u>	<u>に掲げる課題及び曲線コースの通過</u>			
<u>牽引免許</u>	カタピラを有する大型特殊自動車若しくは農耕作業用大型特殊自動車による牽引に限定されたもの又はセミトレーラー以外の総重量2トン未満の被牽引車に限定されたもの	<u>牽引第二種免許の項に掲げる課題</u>	<u>牽引免許</u>	カタピラを有する大型特殊自動車若しくは農耕作業用大型特殊自動車による牽引に限定されたもの又はセミトレーラー以外の総重量2トン未満の被牽引車に限定されたもの	<u>大型特殊免許の項に掲げる課題及び曲線コースの走行</u>
<u>大型自動二輪車免許</u> (以下「大型二輪免許」という。)	排気量0.650リットル以下のオートマチック車又は道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成21年内閣府令第33号。 <u>以下「平成21年改正府令」という。</u> )附則第2項に規定する特定大型自動二輪車(以下「特定大型自動二輪車」という。)に限定されたもの	施行規則第24条第1項の表の大型二輪免許の技能試験の課題に準ずる課題	<u>大型自動二輪車免許</u> (以下「大型二輪免許」という。)	排気量0.650リットル以下のオートマチック車又は道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成21年内閣府令第33号)附則第2項に規定する特定大型自動二輪車(以下「特定大型自動二輪車」という。)及び同令附則第3項に規定する特定普通自動二輪車(以下「特定普通自動二輪車」という。)に限定されたもの	施行規則第24条第1項の表の大型二輪免許の技能試験の課題に準ずる課題
<u>普通自動二輪車免許</u> (以下「普通二輪免許」という。)	小型二輪、オートマチック車又は <u>平成21年改正府令附則第3項に規定する特定普通自動二輪車</u> (以下「 <u>特定普通自動二輪車</u> 」という。)に限定されたもの	施行規則第24条第1項の表の普通二輪免許の技能試験の課題に準ずる課題	<u>普通自動二輪車免許</u> (以下「普通二輪免許」という。)	小型二輪、オートマチック車又は <u>特定普通自動二輪車</u> に限定されたもの	施行規則第24条第1項の表の普通二輪免許の技能試験の課題に準ずる課題

## 2 略

- (1) 大型第二種免許、大型免許、中型第二種免許、中型免許、普通第二種免許、普通免許、大型特殊第二種免許、大型特殊免許、牽引第二種免許、牽引免許、普通二輪免許、大型仮免許又は中型仮免許で自動車等の種類を限定されたもの（普通免許でミニカーに限定されたものを除く。）  
おおむね1,200メートル
- (2) 普通免許でミニカーに限定されたもの又は普通仮免許で自動車等の種類を限定されたもの おおむね2,000メートル
- (3) 大型二輪免許で自動車等の種類を限定されたもの おおむね1,500メートル

## 3・4 略

### （免許証の記載事項の変更届出の手続）

第50条 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出は、運転免許センター、運転免許東讃センター若しくは運転免許小豆事務所又は警察署、さぬき警察署長尾交番若しくは丸亀警察署多度津交番に行わなければならない。

### （運転経歴証明書の交付申請の手続）

第77条の2 施行規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書交付申請書の提出は、別記様式第46号の2の運転経歴証明書交付（再交付）申請書により、運転免許センター又は運転免許東讃センターに行わなければならぬ。ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う運転経歴証明書交付申請書の提出については運転免許小豆事務所に、前条第1項の申請書の提出と同時に行う運転経歴証明書交付申請書の提出については交付を受けようとする者の住所地を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。

2 技能審査は、次の各号に掲げる免許の種類及び自動車等の種類の限定の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を走行させて行うものとする。

- (1) 大型第二種免許、大型免許、中型第二種免許、中型免許、普通第二種免許、普通免許、大型特殊免許又は牽引免許で自動車等の種類を限定されたもの（普通免許でミニカーに限定されたものを除く。） おおむね1,200メートル
- (2) 普通免許でミニカーに限定されたもの おおむね2,000メートル
- (3) 大型仮免許、中型仮免許、普通仮免許、大型二輪免許又は普通二輪免許で自動車等の種類を限定されたもの 技能試験の走行距離に準ずる距離

## 3・4 略

### （免許証の記載事項の変更届出の手続）

第50条 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出は、運転免許センター、警察本部交通部運転免許課運転免許東讃センター（以下「運転免許東讃センター」という。）若しくは警察本部交通部運転免許課運転免許小豆事務所（以下「運転免許小豆事務所」という。）又は警察署、交番若しくは駐在所に行わなければならない。

2 前項の場合において、その届出に係る免許証が法第93条の2の規定による電磁的方法により記録が行われているものであるときは、交番（さぬき警察署長尾交番及び丸亀警察署多度津交番を除く。）又は駐在所においては、住所の変更に係る届出に限り取り扱うものとする。

### （運転経歴証明書の交付申請の手續）

第77条の2 法第104条の4第5項の規定による申請は、別記様式第46号の2の運転経歴証明書交付申請書により、運転免許センター若しくは運転免許東讃センターに、又は住所地を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う申請については、運転免許小豆事務所に行なうことができる。

2 施行規則第30条の10第2項の公安委員会規則で定める場合は、前項の申請書の提出を運転免許センター、運転免許東讃センター又は運転免許小豆事務所に行う場合とする。

2 前項の場合において、同項の警察署長を経由して申請するときは、施行規則第17条第2項第7号に規定する写真を添付しなければならない。

3 法第104条の4第6項の運転経歴証明書の様式は、別記様式第46号の3のとおりとする。

#### (運転経歴証明書の記載事項の変更届出の手続)

第77条の3 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出は、別記様式第46号の3の運転経歴証明書記載事項変更届出書により、運転免許センター、運転免許東讃センター若しくは運転免許小豆事務所又は警察署、さぬき警察署長尾交番若しくは丸亀警察署多度津交番に行わなければならない。

#### (運転経歴証明書の再交付の申請の手続)

第77条の4 施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書再交付申請書の提出は、別記様式第46号の2の運転経歴証明書交付（再交付）申請書により、運転免許センター又は運転免許東讃センターに行わなければならぬ。ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う運転経歴証明書再交付申請書の提出については、運転免許小豆事務所に行うことができる。

#### (運転経歴証明書の返納の手続)

第77条の5 施行規則第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納は、運転免許センター若しくは運転免許東讃センターに、又は交付を受けた者の住所地を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う運転経歴証明書の返納については、運転免許小豆事務所に行うことができる。

#### (免許証の返納等の手続)

第78条 略

#### (免許証の返納等の手続)

第78条 略

#### 別表第1の3（第13条の2関係）

路線名	区間
高速自動車国道四国横断自動車道～坂出市道西大浜北2号線	略

#### 別表第1の3（第13条の2関係）

路線名	区間
高速自動車国道四国横断自動車道～坂出市道西大浜北2号線	略

坂出市道西大浜北7号線	略
坂出市道番屋前3号線	坂出市林田町4285番129地先から 坂出市林田町4285番273地先まで
観音寺市道粟井原線	略
観音寺市道高須賀線～臨港道路C地区2号線	略
臨港道路F地区7号線	略
臨港道路林田 臨港道路	坂出市林田町4285番89地先から 坂出市林田町4285番220地先まで
臨港道路経面 4号臨港線	略

坂出市道西大浜北7号線	略
観音寺市道粟井原線	略
観音寺市道高須賀線～臨港道路C地区2号線	略
臨港道路F地区7号線	略
臨港道路経面 4号臨港線	略

## 別記様式第46号の2 (第77条の2、第77条の4関係)

資料区分	経歴証明	(新規交付・再交付)											
生年月日	明治 1 大正 2 昭和 3 平成 4	年 月 日											
取り消した免許証の番号													
登録年月日	年 月 日												
登録番号													
受付場所													

運転経歴証明書交付(再交付)申請書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

フリガナ			性別	写 真
氏名	姓	名		
生年月日	年 月 日			連絡先電話番号 市外局番 ( ) — 番
住所				
※ 再 交 付	再交付を申請する理由			
	1 亡失・滅失 2 焼失 3 盗難 4 汚損・破損 5 その他			
	交付年月日	年 月 日	照会番号	—
交付 公安委員会		公安委員会		
運転経歴証明書番号				

受 付 印

取扱者

注意事項 1 太線の枠内を、黒色ペン又は黒色ボールペンで記入してください。  
2 用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。

## 別記様式第46号の2 (第77条の2関係)

資料区分	経歴証明	B9-00											
生年月日	明治 1 大正 2 昭和 3 平成 4	年 月 日											
免許証番号													
登録年月日	年 月 日												
登録番号													
受付場所													

運転経歴証明書交付申請書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

フリガナ			生年月日	性別	写 真
氏名	姓	名	明治・大正・昭和・平成 年 月 日		
本籍					
住所					連絡先電話番号 市外局番 — 番

受 付 印

取扱者

注意事項 1 太線の枠内を、黒色ペン又は黒色ボールペンで記入してください。  
2 文字はかい書で、数字はアラビア数字で丁寧に記入してください。  
3 用紙は、汚したり折り曲げたりしないでください。

## 別記様式第46号の3(第77条の3関係)

処理区分				資料区分	記変同時	住 所	氏 名	氏名・住所	生年月日
					県 内				
			県 外						
生年月日	明治 1	大正 2	昭和 3	平成 4	年 月 日	性別	男	女	
運転経歴証明書の番号					照会番号	-			
登録年月日	年 月 日			登録番号		発行県			

運転経歴証明書記載事項変更届 年 月 日				変更の種別	氏 名 生年月日 住 所 (県内・県外)	連絡先電話番号 市外局番( ) -	
香川県公安委員会 殿							
届出者氏名		続柄					
変更した事項 新	フリガナ				生年月日		
	氏 名	氏	名		年 月 日		
	住 所						
	フリガナ				生年月日		
	氏 名	氏	名		年 月 日		
	住 所						
現に受けている 運転経歴証明書	交付年月日	年 月 日	照会番号	-			
	交付 公安委員会	公安委員会					
	運転経歴証明書番号						

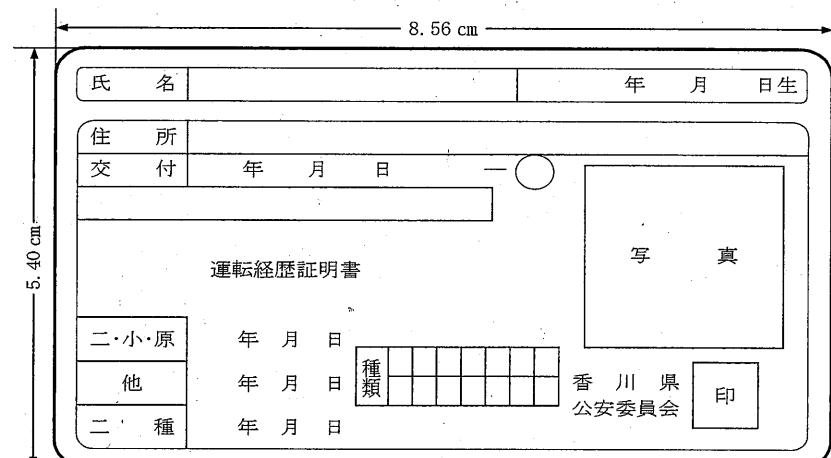
受付印

取扱者

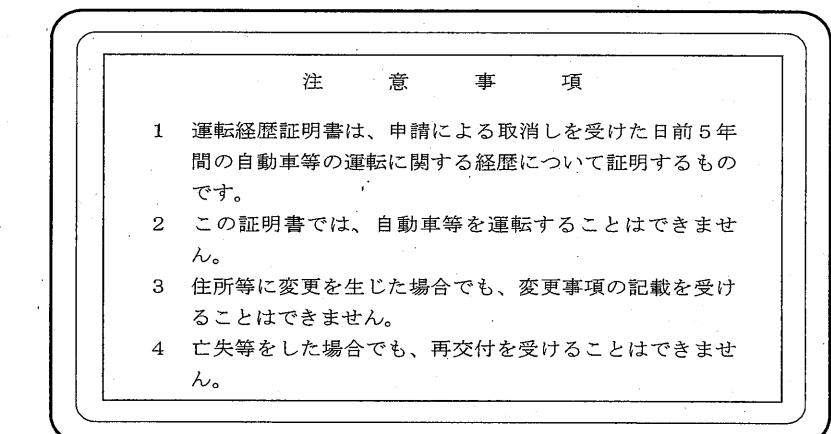
- 注意事項 1 太線の枠内を、黒色ペン又は黒色ボールペンで記入してください。  
 2 用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。  
 3 记入の種別の欄は、該当するものを○で囲んでください。

## 別記様式第46号の3(第77条の2関係)

表面



裏面



- 備考 1 交付欄には、優良運転者であった場合は「1」を、一般運転者であった場合は「2」を、違反運転者等であった場合は「3」を記載すること。  
 2 種類欄には、申請による運転免許の取消しになる前に受けた免許の種類を表す略号を運転免許証の例により記載すること。

## 附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条の2の規定による記録が行われていない免許証に係る記載事項の変更の届出は、改正後の第50条の規定にかかわらず、当分の間、交番（さぬき警察署長尾交番又は丸亀警察署多度津交番を除く。）又は駐在所に行うことができる。